

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

1 地域住民による福祉活動の推進

(1) 地域福祉ネットワークの構築

【現状と課題】

現状のネットワークの状況は、高齢者虐待防止ネットワークや障がい者虐待防止ネットワーク、認知症見守りネットワーク、社協によるほのぼのの交流協力員ネットワークなど、それぞれの分野で展開していますが、それぞれのネットワーク間での連携は図られていません。

各分野でネットワークの構築を求められていますが、各種ネットワークを構成するための委員や会議のメンバーについては重複した方が選任されているなどの課題を抱えています。それぞれのネットワーク間の連携や一元化が必要とされています。

【施策の方向性】

① 総合ネットワークの構築

民生委員児童委員や行政委員、社会福祉協議会（ほのぼのの交流協力員、福祉安心電話協力員、老人クラブ連合会会員）、市民、関係機関（郵便局、駐在、新聞配達等）等の様々な人的資源と連携を図ることで、高齢者や障害者を含めた多種多様な方々に対する総合見守りネットワークを構築します。

総合見守りネットワークで把握した個別ニーズや地域ニーズに関しては、相談窓口や社会福祉協議会のワーカーを通じ、地域住民や関係者との連携しながら課題解決に向けて支援します。

② ほのぼのコミュニティ21推進事業

平川市社会福祉協議会に見守りネットワークコーディネーターを配置し、ほのぼのの交流協力員事業等を主体とし、小地域における住民主体によ

る見守り活動や支え合い体制の構築、福祉コミュニティの形成を促進します。

(2) 社会福祉協議会との連携による活動の推進

【現状と課題】

地域福祉推進の中心的な役割を担う社会福祉協議会は、活動のより一層の活性化や機能の充実が求められています。社会福祉協議会の地域福祉活動の充実と、地域福祉を目的とする事業の企画、実施及び住民参加のための積極的な支援が求められています。

【施策の方向性】

① 社会福祉協議会との連携

地域福祉を推進する中心的な役割を担う団体として社会福祉協議会を位置づけ、その基盤の強化と事業の充実を支援します。

市の地域福祉計画と平川市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携を図り、施策の実現を図ります。

(3) ボランティア・NPO活動の推進

【現状と課題】

ボランティア活動には、福祉や地域安全、環境・まちづくり、教育・文化など多様な分野があり、その内容も介護や子育てなど生活に身近なものから、地域安全や環境美化など地域に関わるもの、さらには国際貢献など海外レベルに至るまでさまざまです。また、活動主体も個人と団体・組織があり、ボランティア活動への関わり方も人それぞれです。

重要なのは、ボランティア活動をある特定の人々の活動という認識ではなく、地域社会の一員である市民一人ひとりの活動であることを自覚し、ともに支えあい、ともに生きる地域社会の形成に向けて、活動規模の大小や内容に関わらず、住民、NPO、行政が協働してボランティア活動を進めていく必要

があります。

福祉サービスの提供主体としての期待を背景に、身近な地域での支えあいを促進するため、一層ボランティア活動の充実を図る必要があります。

【施策の方向性】

①啓発活動の充実

協働による地域福祉を推進するために、社会福祉協議会が行う各種のボランティア体験講座、入門講座の開催等を支援し、幅広いボランティア活動に取り組むためのきっかけづくりを進めます。

②相談体制や情報提供の充実

ボランティア活動をしたい人と、必要とする人等とのコーディネートと活動相談・支援の充実を図ります。

③ボランティア・NPO活動への支援

地域を担う住民活動のひとつであるNPOやボランティア団体が、その組織力と知識、経験を福祉のまちづくりに活かすことができるよう、公益的な活動や事業への支援を行います。

(4) 小地域福祉活動への支援

【現状と課題】

平川市社会福祉協議会が行っている助成金を活用した町会単位による小地域福祉活動は、約7割の町会並びに町会福祉会（部）により実施されており、高齢者に対する食事会の実施やほのぼの交流協力員の後方支援、小規模除排雪事業、各種交流会の開催といった活動が展開されています。

社会福祉協議会への助成金申請の有無が小地域福祉活動の実施に直結するわけではありませんが、残りの3割の町会では小地域福祉活動の展開が見えない状況となっています。

自主防災組織や小規模除排雪事業により、共助による雪への取り組みは、少しずつ増えてきているが、全体の3割程度の町会にとどまっており、実施

体制の支援も含めた推進が必要とされます。

【施策の方向性】

①小地域福祉活動の把握と支援

平川市社会福祉協議会で助成している小地域福祉活動事業を展開する町内会や町会福祉会（部）の活動内容について把握し、必要に応じて福祉情報の提供や連携を図ります。

また、豪雪対策に取り組んでいる自主防災組織や地域で助け合う雪対策モデル事業実施町会、社会福祉協議会で助成している小規模除排雪事業実施町会等の情報を収集し、地域住民が適切な雪の支援を受けられるよう助言します。

②地域で助け合う雪対策事業の実施

高齢化が今後さらに進み雪処理の担い手が不足することを見据え、共助力の高い地域をつくり、地域内におけるきめ細やかな雪処理の仕組みづくりを行うこととし、よりよい方法を模索するため、「地域で助け合う雪対策モデル事業」の実施を図ります。

特に雪処理が抱える問題は「福祉」「防災」「土木」など複数の分野にまたがるものであり、また地域によって抱える問題が異なることから、本事業の終了後に、事業を実施したモデル地区との意見交換会を行うなど、地域の意見を聞きながら課題を整理し、高齢化の進行に対応したよりよい雪処理の仕組みづくりを進めます。

2 福祉サービス利用の支援

（１）相談体制の充実

【現状と課題】

子育てに関する相談は福祉課こども家庭係、健康推進課母子保健係、高齢者福祉に関する相談は介護保険課地域包括支援係、障がい福祉に関する相談

は福祉課障がい支援係が主として担っています。

現在の福祉制度やサービスは、そのほとんどがサービスを必要とする当事者個人を対象としていますが、制度やサービスの内容は複雑になっており、高齢者や障がい者の中には、福祉サービスがよくわからない、申請の手続きに自信がない、億劫に感じるといった人が少なくありません。

このため、相談者に対する多方面にわたる福祉サービス情報の提供やさまざまな支援が求められており、今後さらに相談窓口機能の充実を図る必要があります。

【施策の方向性】

①相談体制の充実

高齢者・障がい者・子育て支援等福祉の全分野について、住民の視点から相談しやすく、分かりやすく、ニーズにあった相談体制の充実を図ります。

また、相談が気軽にできるよう関係部局・関係機関との連携・協力や専門家等によるバックアップ体制をとりながら、相談窓口の業務内容を充実していきます。

②関係機関との連携強化

庁内関係部局、関係機関、有識者等で、相談体制の連携を強化します。

また、相談関係機関の団体等に関しても、気軽に相談できるよう強化を図っていきます。

(2) 低所得者福祉の充実

【現状と課題】

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。国では、こうした状況に対応するため、現在、新しい生活困窮者支援体系の構築と生活保護制度の見直しに総合的に取り組んでいます。

本市においても、生活保護に至らない低所得者層に、各種福祉資金制度を周知、紹介するとともに、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会などとの密接な連携によって相談業務の充実を図り、必要な支援を行ってきました。

今後も生活の安定を図るため、就労への支援策と自立に向けた促進策を関係機関と連携しながら推進していく必要があります。

【施策の方向性】

①生活困窮者自立のための相談支援

市担当課に相談員を配置し、生活困窮者に対して、就労その他の自立に関する相談支援を行ない必要な情報の提供および助言を行います。

また、生活困窮者の抱える課題を評価、分析し把握したニーズに応じた支援が行われるよう自立支援計画を作成し生活困窮からの脱却を支援します。

②生活困窮者住居確保への支援

生活困窮者のうち離職等の事由により、経済的に困窮し住宅の所有や権利の喪失、家賃の支払いが困難になった方に対して、就職のために住居を確保する必要があると認められる場合の支援を図ります。

3 子育て支援の充実

(1) 保育・子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

少子化の進行をはじめ、核家族化、地域社会・家庭環境の変化など、子育て家庭をめぐる環境は大きく変化し、子育てについての負担や不安が高まっており、子育て支援のあり方についても大きく変化しています。子どもを安心して産み育てるために、家庭・地域・学校等が連携した支援や次世代を担う子どもたちを地域が支援して育むための環境整備、育児不安の解消に向け

た支援体制の確立が必要となっています。

また、発達障がい児の早期発見・療育、保育、就学、就労までの継続的な支援や幅広く市民ニーズを把握した保育体制の充実、幼稚園との連携による子育て支援体制の充実強化が求められています。

【施策の方向性】

① ニーズに合わせた保育機能の充実

就労形態の多様化や家庭環境の変化などに対応する保育サービスの実施に向けた、延長保育や障がい児保育、一時預かり、地域子育て支援センター事業を実施し、ニーズに合った保育所適正配置や保育機能、保育体制の充実を図るとともに、安心・安全な保育サービスを提供するための施設整備を推進します。

② 子どもが伸び伸びと育つ環境の整備

就労等により保護者が不在となる放課後における児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブの充実や子どもが安全に遊べる居場所として、児童館や公園施設の充実を図ります。

③ 相談体制の確立

保健、福祉、学校教育等の関係機関との連携による相談及び気軽に相談に応じられる体制整備と相談援助を図ります。

④ 発達障がい児支援の充実

発達障がい児の早期発見と療育の充実を図り、保育・学校教育環境の整備を図ります。

(2) ひとり親世帯に対する支援

【現状と課題】

母子、父子などのひとり親世帯は増加傾向にあり、核家族化が進行していることなどの要因により、子どもの養育や経済的な支援だけでなく、様々な

問題を抱える家庭が増えています。このため、精神的不安の解消や就労支援等の自立支援を充実します。

【施策の方向性】

①就労支援の充実

ひとり親の生活の自立・安定のための相談援助・指導活動の拡充に努めます。また、自立に向けた資格取得や教育訓練のための支援をはじめ関係機関との連携による就労の場の提供に努めます。

②経済的支援の充実

医療費給付制度の充実や児童扶養手当等の経済的支援の充実を図ります。

(3) 子どもの安全の確保と健全育成

【現状と課題】

交通事故のみならず、近年の子どもを狙った犯罪や急速な情報化社会の進展に伴うインターネットや出会い系サイトなど消費者トラブルや、児童虐待が増えるなど、子どもを取り巻く社会の安全性が問われています。子どもたちが地域で安心して生活できるよう、交通安全はもとより、地域ぐるみの地域安全の確保、虐待の早期発見・早期対応など、生命を守るための取り組みの充実が必要です。

また、子どもの健全な育成を図るため、学校・地域と家庭が連携した活動の展開を促進するとともに、家庭教育・親育ての充実強化を図ります。

【施策の方向性】

①交通事故予防対策

交通事故を減らし、日常の安全な暮らしを確保するために、学校や地区PTAなどにおける交通安全に関する学習の機会を提供するとともに、交通安全意識の高揚を図るよう啓発活動を推進します。

②地域での見守りに向けた体制づくり

地域全体で児童を支え、見守りあう体制づくり推進のため、要保護児童対策地域協議会を活用した児童虐待の防止、男女が共同で子育てをする意識啓発のための各種事業の推進に努めます。

③学校・地域・家庭の連携による健全育成活動の推進

学校・地域・家庭が連携した健全育成活動の一環として、ボランティア活動の実践や地域の人々とのふれあいなど、各種の実践を通じて心の教育につながるような体験的な学習を推進します。また、子ども会育成会などの地域活動を通じて、地域における健全育成活動を促進します。さらに、家庭教育の強化・充実を図り、健全な親育ちを助長します。

4 健康づくりの推進

(1) 健康づくりの推進

【現状と課題】

平成18年の介護保険法の改正に伴い、「健康教育」「基本健康診査」「機能訓練」「訪問指導」の4事業については、65歳以上の高齢者の方は新たに創設された「地域支援事業」の中でサービスを利用することとなったため、健康増進事業は65歳未満の方が対象となりました。本市の平均寿命は全国でも下位にあるという現状に鑑み、壮年期からの健康づくりと脳卒中、心臓病、歯周疾患等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図るとともに、高齢者が介護を要する状態に陥ることを予防し、その自立を促進・援助すること等を目的に実施しています。

【施策の方向性】

①健診体制の充実

本市の死亡原因は全国と同様に、がんや脳卒中、心疾患によるものが多く、これらの予防には、適度な運動やバランスのとれた食生活など、健康

的な生活習慣づくりに努めることが必要です。そのため、市では、健康診査の重要性を啓発し、集団健診の受診勧奨に加え、各医療機関の協力を得て個別健診による受診機会の拡大を図ります。

②健診内容の充実

内臓脂肪に着目した健康診査を実施し、生活習慣病の予防を図ります。また集団健診では、がん検診を同時に受診できる複合健診を実施し、健診内容の充実を図ります。

③保健指導の充実

生活習慣の改善に重点を置いた保健指導を実施し、重症化予防を図ります。

④健診の重要性の啓発

効果的な情報提供により健診の必要性を啓発し、健診受診者の増加を図ります。

⑤予防接種の勧奨

予防接種の重要性を啓発し、接種費用の助成を図ります。

⑥健康教育、健康相談の充実

自主的に生活習慣を改善し、健康づくりに取り組めるよう知識や技術の提供を図ります。また、食育行動プランを推進します。

⑦関係機関などとの連携

自主的な健康づくりを支援するため、関係団体と連携し、市民のニーズに応えます。

⑧地域活動組織への支援

保健協力員や食生活改善推進員の活動を明確にし、市民に対して周知を図るとともに、主体性をもって活動できるように支援します。

⑨こころの健康づくり対策の充実

社会生活環境の変化に伴い、こころの健康問題を抱えている人が増加していることから、講演会などを開催し、こころの病気に対する正しい知識を啓発します。また、相談窓口の周知と相談体制の充実を図ります。

⑩歯の健康づくり対策の充実

むし歯や歯周疾患が健康に与える影響は大きく、予防に対する意識の高揚が必要です。そのため、市では、乳幼児の歯科健診の実施や、保護者に対するむし歯予防教育の充実を図ります。

また、80歳になっても、自分の歯を20本以上保つことを目標としている「8020運動※」を推進します。

※ 8020 運動（はちまるにいまる運動）

20本以上の歯があれば、ほとんどの食物が食べられるということから、80歳になっても20本以上の自分の歯を保とうという運動です。平成元年、厚生省（現厚生労働省）と日本歯科医師会が提唱し、全国に呼びかけたものです。

（2）母子保健事業の充実

【現状と課題】

妊婦や乳幼児の健康保持及び増進を図ること、また、妊娠時や子育て時の精神的、経済的不安を少しでも解消できるように、安心して生み育てることのできる環境をつくることを目的に実施しています。

○妊婦委託健康診査の実施

妊婦に対し、妊婦健康診査を医療機関で14回まで無料で受診できる妊婦健康診査受診票を交付。

平成24年度受診状況・・・実人員283人、延べ人員2,306人

○乳幼児健康診査の実施

4か月児健診、1歳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を健康センターにてそれぞれ月1回実施。

○乳児一般委託健康診査の実施

1歳未満の乳児が医療機関で無料で受診できる乳児一般委託健康診査受診票を2枚交付。(平成24年度までは1枚)

平成24年度受診状況・・・受診者数197人

【施策の方向性】

①妊婦・乳幼児健康診査の充実

妊婦委託健康診査の充実により、妊婦の健康診査費用の負担軽減を図ります。

また、疾病の早期発見に努め、すこやかな成長を支援するため、乳幼児健康診査の充実を図ります。

②子育て不安の軽減

相談体制の充実により子育て不安の軽減を図ります。

③乳幼児医療費の助成

市内に住所がある0歳から小学校就学前までの子どもの医療費を対象に、健康保険の被保険者または被扶養者である乳幼児の保護者の方(資格認定を受けた方)に対して給付金を支給します。

5 在宅での自立生活支援

(1) 高齢者福祉事業の展開

【現状と課題】

高齢者を対象とした地域福祉の推進には、公的なサービスに加えて地域の協働が不可欠です。しかし、現在の老人クラブやシルバー人材センターでは高齢化の進行と加入者の減少という課題を抱え、地域コミュニティ活動に困難な状況が見受けられます。一方で、これらの老人クラブ等の組織にとらわれず、一人の時間や生活を重んじる高齢者が増え、近隣住民とのコミュニケ

ーションがないまま、地域で孤立する等の問題も発生していることから、高齢者が住み慣れた地域で、生きがいをもって、生き生きとした楽しい暮らしを送るために、就業の場の確保や生涯学習への支援などに努めていきます。

【施策の方向性】

①老人クラブ活動の支援

老人クラブは、老後の生活を健全で豊かなものにし、自らの生きがいを高めるための組織として、さまざまな活動を行っています。老人クラブ活動を通し、福祉活動への参加促進や生きがい活動・スポーツ等の取り組みも行われ、生きがいと張りあいをもった健康づくりが図られています。今後とも、高齢者が生き生きと暮らせるよう財政的な面を含め、老人クラブへの支援に努めます。

②高齢者の生きがいづくり事業の充実

高齢者が経験と知識を生かし、創造的活動に参加することによって老後の生きがいを高め、生活を健康で豊かなものにすることができるよう、各クラブやサークル活動、生涯学習事業への積極的参加を促進します。

③シルバー人材センターへの支援

高齢者の社会参加及び福祉の増進に向け、シルバー人材センター運営経費の補助を行うことで、高齢者の就労の場を確保するとともに、働く喜びを得られる事業運営を目指し、支援していきます。

(2) 介護保険事業の展開

【現状と課題】

高齢者が、介護状態にならずに、住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送るための介護保険サービスや介護予防サービスは、重要な役割を担う事業です。

【施策の方向性】

①介護保険制度の趣旨普及の推進

広報やパンフレットを用いて、介護保険制度の内容や市の介護保険財政の運営状況等を周知し、介護保険制度の趣旨普及を図ります。

②介護保険事業の適正な運営

適正な介護給付により、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護保険制度への信頼を高め、安定的な制度運営を図ります。

③地域の特性に応じた多様かつ良質なサービス提供の促進

各地域における高齢者のニーズや既存施設の実態などを把握し、必要とされるサービスの分析を行うことによって地域の特性に応じた多様かつ良質なサービスの提供に努めます。

④介護予防事業の推進

健康寿命を延ばし、生き生きと充実した生活を送ることができるよう、心と体の機能の維持・向上を図る介護予防事業を強化、推進します

(3) 障がい者の自立生活促進

【現状と課題】

障がい者が住み慣れた地域で安心した生活を送るには身近な相談支援体制や、障がい者一人ひとりのニーズに対応した細かなサービスの質量、量的な充実が求められています。障害者総合支援法に基づく介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業等を障がい者の個々に合わせて推進していくことにより、より良い暮らしやすい環境づくりを支援する必要があります。

今後、社会福祉法人や民間事業者が行う居住系サービスの基盤整備を働きかけ、居住の場の確保に努め、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援していく必要があります。

また、障がい者が能力と適性に応じて働くことができるよう、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等と連携

し、就労訓練を通じて、福祉的就労や一般就労へ向けた総合的な支援を行っていますが、就労継続支援事業所の利用が増えている一方、依然として一般就労は厳しい状況にあります。

【施策の方向性】

①障害福祉サービスの適切な提供

在宅での生活を支えるためには、各種サービスの充実を欠かすことができないことから、障害者総合支援法に基づく各種サービスや支援について周知を徹底し、必要な人に適切なサービスや給付が受けられるよう環境づくりに努めます。

②居住系サービスの充実

障がい者の地域生活を支援するため、居住系サービスの拡充を事業者等の協力を得て推進します。

③障がい者雇用の促進

今後、障がい者の雇用に向けて、事業主に対して障がいのある人に対する理解を深めてもらうように、ハローワークと連携して啓発活動を積極的に行います。

6 すべての人が安心・安全に暮らせるまちづくり

(1) バリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

平成18年12月に高齢者や障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境整備を目指し、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されました。

これを機に、バリアフリーやユニバーサルデザインについて広く認知されてきていますが、今後も高齢者や障がい者をはじめあらゆる人が安心して地

域社会のなかで生活していけるまちづくりを目指すことが必要です。

しかしバリアフリーやユニバーサルデザインについて、市内全域の施設等が整備されるまでにはまだまだ長い時間が必要なことから、現状の中で全ての市民が暮らしやすい環境を実現していくために、地域における助け合いが必要になると思われます。

【施策の方向性】

①公共施設等におけるバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進

障がい者や高齢者をはじめ、すべての住民が公共施設等を安心して利用することができるように、公共建築物等はもちろんのこと民間の建築物等や公共交通機関についても、事業者の理解と協力を得ながらバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組んでいきます。

(2) 災害時要援護者に配慮した防災対策の推進

【現状と課題】

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災、平成19年7月に発生した中越沖地震、平成23年3月に発生した東日本大震災は、大規模な災害時における地域の連帯の重要性と高齢者や障がいのある人、子どもといった災害時要援護者に対する災害発生時や避難・復興期におけるきめの細かい対応の必要性を私たちに認識させる結果となりました。

このような中、市では平川市地域防災計画に基づき、災害時の要援護者情報の共有化や避難支援体制づくりを目的とした「平川市災害時要援護者避難支援全体計画」を定めました。また、平常時から地域における要援護者の孤立化を防止するとともに、支援体制の強化等を行い、要援護者見守りネットワーク等の構築を目指しています。

【施策の方向性】

①地域における自主的な防災体制の整備

地域における自主防災組織の設置を促進するとともに、防災訓練の強化、防災マップ・防災マニュアルの点検・整備に努めます。

また、高齢者等の災害時要援護者における個別計画を整備・充実することによって、安全に避難ができるような体制の確保を図ります。

②要援護者見守りネットワークの構築

自主防災組織、町会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と連携し、要援護者見守りネットワークを構築し、地域の要援護者の孤立化防止に努めます。

③災害時要援護者の把握と情報の共有

災害時要援護者の把握及び情報の共有を進めるため、福祉担当部局等がそれぞれ把握している要援護者に関する情報、支援を希望する方の情報について、災害時要援護者リストとして整理し、関係部局で情報を共有します。

また、要援護者に対して、個別計画の策定について、郵送等で同意を求めるなど個別に働きかけて情報を収集し、災害時要援護者台帳の整備・充実に努めます。

④安全・安心なまちづくりに対する啓発活動の推進

災害発生時に迅速な対処ができ、病気等の緊急事態が生じた際も安心して生活できるよう、地域での助け合いによるまちづくりに資するボランティア等を育成します。また、継続的に啓発活動を行い、市民意識の向上を図ります。

⑤災害時における情報提供システムの構築

災害発生時においては、その情報が十分に地域住民に周知徹底されるよう防災行政無線の充実、戸別受信器の導入促進による情報提供システムの整備・充実に努めます。

(3) 地域防犯体制の推進

【現状と課題】

地域での連帯意識の希薄化が進み、地域社会での犯罪抑止力も低下し、自転車の盗難や空き巣、万引きなどに加え振り込め詐欺やインターネットを使った犯罪が増加しています。

家庭、地域、関係機関が一体となって防犯体制の確立を図り、安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

【施策の方向性】

①地域における防犯体制の整備

犯罪・消費者トラブル・青少年犯罪などの未然防止を図るため、犯罪情報の提供や、関係機関・団体や地域との連携による防犯活動の充実を図ります。また、市民生活の安全を図るため防犯施設の整備に努めます。

(4) 交通安全対策の推進

【現状と課題】

市民の日常生活での行動範囲の広域化や産業・経済活動の24時間化などのライフスタイルの多様化に伴って、自動車保有台数が増加しています。

今後、交通事故の増加、特に交通弱者と言われる子どもや高齢者の交通事故が懸念されることから、安全対策の強化を図る必要があります。

【施策の方向性】

①交通安全環境の向上

交通事故から住民を守るため、住民一人ひとりが「事故に遭わない・起こさない」という交通安全意識の普及・啓発活動を推進し、交通マナーと交通安全モラルの向上を促すとともに、交通指導の強化や交通安全施設の整備に努めます。

②交通安全対策の推進

交通事故の件数を減らし、日常の安全な暮らしを確保するために、老人クラブや町会などの地域における交通安全に関する学習の機会を充実し、交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止の啓発活動を推進します。

(5) 権利擁護体制の充実

【現状と課題】

介護保険法の制定や社会福祉基礎構造改革、支援費制度、障害者自立支援法の制定等により福祉サービスの利用も「措置」から「契約」へ移行しており、移行する過程の中で認知症や障がいにより判断能力が不十分な方々を支援する仕組みが構築されてきました。

本市においても日常生活自立支援事業や成年後見制度を活用している方も増えてきておりますが、権利擁護に関する事業や制度について、より一層の周知・啓発に努める必要があります。

また、子どもや高齢者、障がい者、女性などに対する虐待や暴力はあってはならないことであり、特に生命や人権侵害につながる場合、未然に防止対策を講ずることが不可欠です。

市の福祉課や介護保険課では、虐待の防止や早期発見のため、相談・通報窓口を設置し、虐待を受けている本人の状況を確認し、必要な場合は保護措置や介入支援を行い、虐待者に対しては関係機関と連携し、虐待に至った原因を調査し、共に問題の解決を目指しています。

また、関係機関と連携した虐待防止ネットワークを構築して、個別のケース検討会議や対応方法等を協議したり、市民に対しては意識啓発の周知などに取り組んでいます。

【施策の方向性】

①判断能力が不十分な方への支援

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、書類等の預かりを行う日常生活自立支援事業を実施している平川市社会福祉協議会と連携し、判断能力が不十分な方への支援に努めます。

また、判断能力が著しく低下した方に対しては、地域包括支援センターや平川市社会福祉協議会の成年後見サポートセンターと連携し、成年後見制度の活用や制度の利用支援に努めます。

②児童虐待防止対策の充実

関係機関との連携により、近隣において児童虐待を発見した場合の対処方法、連絡方法を明確にし、周知します。また、地域住民同士での見守り活動を推進するとともに、親に対するカウンセリングの機会を充実させ、児童虐待発生の未然防止に努めます。

③高齢者虐待防止対策の充実

市民に対する意識啓発を図るとともに、高齢者については、地域包括支援センターに配置している保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士等と連携し、相談支援体制を強化しています。

また、専門機関の介入を円滑に実施するために、関係機関と連携し高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置しています。

④障がい者虐待防止対策の充実

障がい者の虐待防止について、関係機関と連携し、虐待を受けた障がい者の人権を保護し、問題解決に向けた支援体制の整備に努めます。

⑤女性などに対するDV防止対策の充実

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な間柄でふるわれる暴力で、犯罪ともなる許されない行為です。

市では相談窓口を設置し、相談支援を行い、関係機関と連携し、支援体制の構築に努めます。